

委託業務に必要な配置技術者の資格要件について

1 配置技術者の資格要件について

配置技術者の資格要件に関する条項について、以下の各業務に定める設計金額に該当する業務に適用する。

【配置技術者の資格要件に関する条項の適用区分】

業務区分	配置技術者の資格要件 条項を適用する業務	配置技術者の資格要件条項
測量業務	全業務	【測量業務共通仕様書】 管理技術者:第9条第3項 担当技術者:第2条第7項
設計業務	当初設計金額500万円 以上	【設計業務等共通仕様書】 管理技術者:第7条第3項 照査技術者:第8条第2項
地質・土質調査業務	当初設計金額500万円 以上	【地質・土質調査業務共通仕様書】 管理技術者:第8条第3項 照査技術者:第9条第2項第2号

- ・設計金額500万円未満の場合には配置技術者の資格要件は問わない。ただし、「特記仕様書」にて指定される場合は除く。
- ・各発注課がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を「特記仕様書」に明記するものとする。
- ・管理技術者と照査技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
- ・配置技術者の専任が必要な場合には「特記仕様書」に明記するものとする。

2 適用

令和3年6月1日以降に契約する業務に適用する。